

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 危機管理防災課

法令名	高压ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号				
不利益処分の種類	第二種製造者の製造施設・方法の技術基準適合命令	根拠条項	第12条第3項				
処分基準	<p>法第12条第1項又は第2項の技術上の基準に適合していないとき</p> <p>一般高压ガス保安規則第10条の技術上の基準に適合していないとき 液化石油ガス保安規則第11条の技術上の基準に適合していないとき 冷凍保安規則第11条の技術上の基準に適合していないとき</p> <p>製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）に適合していないとき 高压ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）に適合していないとき</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO